

甘楽町広報

第三号

発行所 郡馬甘 役楽 係報
 編集 総務課 印刷所
 印刷所 誠確堂印刷所

昭和34年8月15日(毎月15日発行)

8月の動態

人口	15,165	5,507	1,120	3,177
男女	7,721	7,444	1,278	6,166
世帯	2,677	1,181	1,496	2,677
出生	18	11	7	11
死亡	11	11	0	11
転入	20	11	9	20
転出	31	11	20	31

8月の納税
 一、町 民 税 第二期
 二、国民健康保険税第三期
 納税は期限内にいたし
 ましよう

庁舎新築の方向へ 審議会の委員さまる

役場庁舎新築は、新屋小学校改築とともに、合併基本協定に盛り込まれた新町の重点施策です。八月三日の町議会で町長は、新築審議会の結成を提案しました。その結果、この問題を慎重に検討しはじめることになりました。審議会の構成は、議員二十一名、参事二名、三役の計三十一名です。

新屋小改築は 先進地の調査から

この協議会について、新屋小学校改築を主眼として、町立学校改築審議会が閉会後、調査研究によつて、この改築から、各委員が活発な議論を行ないましたが、この日は結論がでないまま、今後先進地の学校視察など調査研究によつて、この改築問題、具体的方向づけを努力することになりました。

経営の合理化と 農地の交換分合

農地の分散がはなはだしいため、農家では耕地の管理と作業はとて不便であり、多くの労力を要するの、自然的、経済的に土地条件を整備して、経営の合理化を図り、同時に、国営鑛川土地改良事業の実施を容易にする目的で、目下農地の交換分合をすすめています。この交換分合を行なう区域は大字小幡の一部(町)大字上野、同小幡の一部(大字上野、同小幡の一部)を高め、事務処理の改善、能率の向上を図り、少しでも住民に喜ばれる役場職員になるとういもので、町長、助役はじめ、多数の職員が聴講しました。この日は「処務の実際」について富岡財務事務所長からお話を聞き、大きな成果を得たので、第二回を近日中に実行する予定。

「処務の実際」 を勉強 職員事務研修会で

役場職員は七月二十五日(土)の午後、小幡小学校から一回事務研修会を開きました。目的は、職員相互の教養



出水期の心構え

昨年九月に起つた伊豆地方の災害は、私たちの脳裏に深く残されています。これから台風シーズンに向いますが、これら台風どきの豪雨等による災害は、不可抗力とはいえず、事前にできるだけの災害防止態勢をとるべきです。そこで、もう一度次のようなことをしらべてみましょう。

町税負担

一人一、四二八円

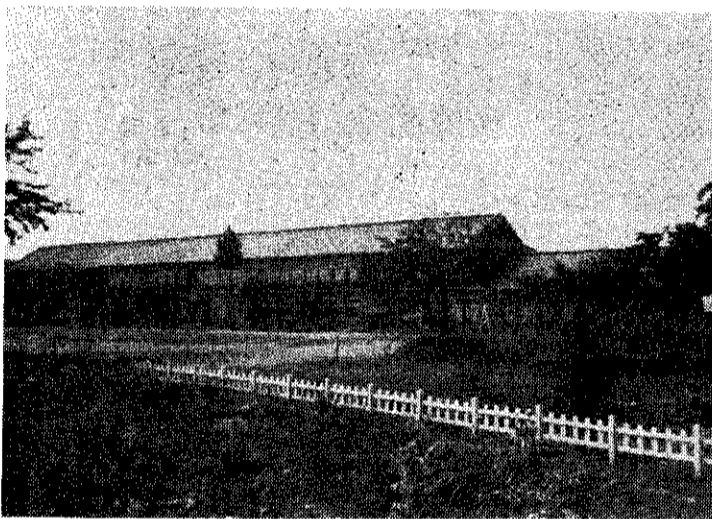
甘楽町の予算については、第一号でお知らせしました。そこで、ここでは、一体私たちが住民は、直接どのくらい町税を負担しているか、予算は一人当たり、また、一人一、四二八円

稻倉山を観光地に 富岡観光協会で調査

富岡観光協会では稲倉山を観光地として開発しようとして、五万円を計上、実地調査にのりだしました。すでに、さる7月13日には、地元町議、区長をはじめ、富岡商工会事務、上信市役所商工課員、桜井秋畑出張所長、山岳会等計18名の一行が下見分に登り、観光地として有望視されるにいたり、近日常に道標をたてることになりました。

なま水に注意

子どもにはなま水をやらないうちにしましょう。まだ暑い日が続きますが、なま水のみすぎは胃腸障害のもとですからご注意ください。



写真は向つて左は改築を要する新屋小学校
 右は補強された校舎の部分

国営鑛川土地改良事業とは

富岡市外二市六町二村を包含する大規模の事業で、この地方の農業形態は畑作を中心とした常にかんばつた被害を受け、不安定の経営であるので、鑛川の流水を高度に利用するとともに、上下流の水利を調整して、高位地帯の全面的開田と旧田用水の補給を行ない、主要食糧その他農作物の増産を期す。これが七カ年で完成されれば年産米換算にして四万六千六百石の増産が見込まれています。



写真は調査の一行

投書歓迎

建設のご意見、ご希望を伺いただき、お答えし町政ができるだけみなさんのお気持ちにかなうようにしたいと思っております。次の要領によつてご投書くださるようお願いいたします。

- 一、締切 毎月末
- 二、内容 建設のご意見、ご希望等を、簡単に書き添えてください。
- 三、字数 二百字以内
- 四、紙上匿名は自由ですが書面には住所、氏名、年令、職業を明記してください。

国民健康保険 でたために使えぬ

次の場合には国民健康保険は使えないからご注意ください。

- 1、少年院、監獄、労務場等に拘禁されたとき。
- 2、自己の故意による犯罪行為または、故意に疾病を負傷したとき。
- 3、被保険者が闘争、泥酔または、著しい不品行により疾病、負傷をしたとき。
- 4、正当な理由なしに保険者(甘楽町)の指示に従わないとき。
- 5、係の職員より、保険に関する文書、その他の物件の提出を求められまたは質問されて、提出、答弁等を拒んだとき。
- 6、自動車事故等によつて負傷した場合、他より損害賠償があるとき。(この場合、被保険者証を使って治療したときは、町がその賠償請求権を取得します。)

保険税の確認を

皆さん、八月は保険税の確認期です。納税令書がとどいたら、自分の保険税がどのように算出されたか確認

	総額	住民1人当り	1世帯当り
当初予算	59,475,929円	3,922円	22,250円
町民税	5,603,810円	349円	1,985円
固定資産税	15,613,880円	1,029円	5,841円
軽自動車税	737,010円	48円	275円
計	21,957,700円	1,428円	8,102円